

保育士・
保育教諭の
皆様へ

秦野市保育士等就労促進給付金



1 対象者

本市内の民間の保育所等に就労した保育士・保育教諭の方及びその就労を機に本市に転入する方に、給付金を支給します。

次のいずれの要件も満たす方が対象です。

- (1) 令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間で、新たに本市内の民間保育所等に常勤職員として就職し、3年以上継続して勤務することが見込まれる方
 - ※常勤職員とは、正規職員であるか否かを問わず、1日当たり6時間以上かつ1か月当たり20日以上勤務する人としてします。
 - ※法人内での人事異動により、新たに市内で就労した場合は対象外です。
- (2) 常勤職員として新たに就労した日以前に本市内の保育所等及び児童福祉法第59条の2第1項による届出を必要とする施設（認可外施設）その他同法に規定する事業を実施する施設において勤務していた場合は、直近の退職した日から2年を経過している方
- (3) 市税等を完納している方
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方



2 給付額

★市内にお住まいの方は、20万円給付します。

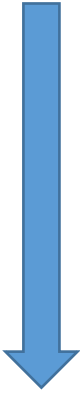
さらに、転入者（本市外から転入し、本市に住民登録を行った方）に対しては、転入する際に要した住居費及び引越費用として、20万円を上限とする加算があります（合計最大給付額：40万円）。

★本市外から本市内の保育所等に通勤する方は、10万円給付します。



3 申請から給付までの手続き

- ① 『保育士等就労促進給付金交付申請書』に、次の必要書類を添えて保育こども園課へ申請してください（郵送可）。
申請期間は、令和6年3月末日まで。




- ・保育士証の写し
- ・就労証明書
- ・誓約書

転入者で加算要件に該当する方

- ・住居費に係る売買（賃貸借）契約書等の写し
- ・住宅手当支給証明書（第4号様式）
- ・引越費用が確認できる領収書等の写し

- ② 申請内容を審査し、保育士等就労促進給付金支給（不支給）決定通知書を、申請者に通知します。
- ③ 給付金支給決定の通知を受けた方は、「保育士等就労促進給付金請求書」を秦野市役所保育こども園課に提出してください。
- ④ 請求書を確認後、給付金を指定口座に振り込みます。



4 その他

次に当てはまる場合は、給付金の返還が必要となります。

- ① 就労した日から起算して3年が経過するまでに、自己都合により退職、又は市外へ転出など対象要件を満たさなくなったとき
- ② 虚偽の申請その他不正行為があったとき

【問い合わせ先】

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市役所 こども健康部保育こども園課

☎ 0463-82-9606（平日の8時30分～17時00分）